

令和元年度第3回  
札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：2020年1月20日（月）午後1時30分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

## 1. 開 会

○松久委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第3回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催いたします。

初めに、川上市民文化局長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○川上市民文化局長 皆さん、こんにちは。

ただいま紹介いただきました市民文化局長の川上でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、大変お足元の悪い中、札幌市アイヌ施策推進委員会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日ごろから札幌市の取り組んでおりますアイヌ施策の推進に対しまして、特段のご理解、ご協力を賜っておりますことに、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

実は、私が市民文化局長になったのは今年の4月でございます。本来であれば1回目の委員会に出席させていただいて、皆様にご挨拶を申し上げるところだったのですが、ほかの公務と重なってしまいまして、本日のご挨拶となってしまうこととお詫び申し上げます。

話は変わりますけれども、いよいよ白老町で国が整備を進めております民族共生象徴空間・ウポポイが4月24日のオープンまで100日を切って、新聞やテレビ等で毎日のように盛り上げる形でのいろいろなPRがされているところでございます。

札幌市でも、こういった中、いよいよ2月4日から第71回さっぽろ雪まつりが開幕する予定でございます。今回は、大通会場の3カ所で、大雪像とか、AR(拡張現実)、あるいはプロジェクション・マッピングの映像の紹介や、そのほかにもいろいろと趣向を凝らした内容でアイヌ民族の皆様の伝統文化、歴史、更にはウポポイのPRに取り組んでいきたいと考えてございます。

平成22年9月に策定しました札幌市アイヌ施策推進計画の見直しにつきましては、現在、委員会のほうでご議論いただいているところでございます。引き続き、各委員のご専門の立場からさまざまなご意見を賜り、今の時代に合った計画にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、委員の皆さんのますますのご活躍、更には、当委員会での今後の議論が実り多いものとなりますことを心よりご祈念申し上げまして、簡単でございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○松久委員長 川上市民文化局長は、別の公務がございますので、ここで退室となります。どうもありがとうございました。

〔川上市民文化局長は退室〕

○松久委員長 それでは、初めに事務局からご連絡がありますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（大場アイヌ施策課長） アイヌ施策課長の大場です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員会の成立についてご報告させていただきたいと思います。

委員会規則第4条第3項におきまして、この委員会は委員の過半数が出席しなければ成立しないことになっておりますが、本日は10名の委員全員が出席しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、配布している資料の確認をさせていただきます。

資料1として、次期札幌市アイヌ施策推進計画策定に向けた今後の進め方（案）、資料2として、札幌市アイヌ施策推進計画の位置付け、資料3として、次期札幌市アイヌ施策推進計画について（案）、また、資料3の最後に参考資料がついております。資料4として、令和2年度アイヌ政策推進交付金事業計画という4つの資料です。

不足している資料はありませんか。

特になければ、委員長、以後の進行をよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○松久委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

「次期札幌市アイヌ施策推進計画について（案）」の説明をお願いいたします。

○事務局（一條制度担当係長） アイヌ施策課で制度担当係長しております一條です。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、次期札幌市アイヌ施策推進計画についてご説明させていただきたいと思います。

初めに、資料1の次期札幌市アイヌ施策推進計画策定に向けた今後の進め方をご覧ください。

この資料は、前回の委員会でご説明した資料を更新したものでありまして、令和元年度第3回委員会のところに記載されておりますとおり、本日は、計画名称、計画期間、計画目的、計画体系等の構成案についてご審議いただきたいと思います。

また、今回の委員会では、今回ご審議いただいた結果をもとに修正案をご報告し、各施策案についてもご提案させていただければと考えております。

次に、資料2の札幌市アイヌ施策推進計画の位置付けをご覧ください。

アイヌ施策推進法に基づく交付金制度の創設に伴いまして、アイヌ施策推進地域計画やアイヌ政策推進交付金事業計画といった新たな計画を作成しておりますので、札幌市アイヌ施策推進計画とそれら計画の関係性についてご説明させていただきます。

初めに、札幌市アイヌ施策推進計画ですが、これはアイヌ施策推進法の前身であるアイヌ文化振興法のもと、札幌市のアイヌ民族に関わる施策を総合的に推進する初めての計画として平成22年9月に策定したものであり、この計画目標の実現に向けて各種施策を推進しているところでございます。

次に、アイヌ施策推進地域計画ですが、これは令和元年5月に施行されたアイヌ施策推

進法に基づく交付金制度を活用するために市町村が作成する計画です。計画期間の限度は5年とされており、札幌市は、札幌市アイヌ施策推進計画に沿う形で、令和5年度までのアイヌ施策について記載した地域計画を国に提出し、内閣総理大臣から認定を受けております。

そして、この地域計画をもとにして毎年度交付金を申請するために必要となるのが、アイヌ政策推進交付金事業計画という単年度計画となります。

このように、札幌市アイヌ施策推進計画は本市の基本計画、アイヌ施策推進地域計画は推進計画の施策をより具体化した中期計画、アイヌ政策推進交付金事業計画は地域計画をもとにした短期計画という関係になります。

今回は、平成22年9月に策定し、来年度で10年が経過する札幌市アイヌ施策推進計画の改定に向けた内容をご審議いただくこととなります。

では、資料3の次期札幌市アイヌ施策推進計画について（案）をご説明させていただきます。

冒頭に申しあげましたように、今回は名称、期間、目的、体系の構成といった計画の基本的な部分についてご審議いただきたいと考えております。

まず、1の名称についてですが、前回委員会でご報告させていただきましたとおり、現計画で掲げた各種施策の中で未達成の施策が一部ありますことから、引き続き、現計画の基本事項は継続し、これに基づき施策を推進していく必要があると考えております。よって、名称は第2次札幌市アイヌ施策推進計画とさせていただきます。

次に、2の計画期間についてです。現計画は、概ね10年間となっておりますが、次期計画につきましては、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間と設定させていただきます。

次に、3の目的についてですが、こちらも、現計画と同じく、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」としております。

この項では、古くから北海道を中心に先住し、独自の言語や文化を育んできたアイヌ民族が、国の土地政策・同化政策等により生活の格差や差別が生まれた歴史や、この生活の格差や差別の問題解消に向けて国がアイヌ文化振興法を制定したこと、先住民族の権利に関する国際連合宣言やアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が採択されたりしたという国の動きを踏まえ札幌市が現計画を策定したこと、現計画策定後、アイヌ施策推進法が制定されたことなど、計画を見直すに至るまでの経緯を記しております。

次に、4の体系の構成についてご説明させていただきたいと思っております。

説明に入る前に、「参考資料」とページの右上に記載された資料をご覧ください。

これは、現計画から抜粋したものであり、現計画の体系の構成を記載しているページでございます。現計画では、計画目的の達成に向けて、市民理解の促進、伝統文化の保存・継承・振興、生活関連施策の推進という3つの施策目標のもと、計6つの推進施策を掲げております。

それでは、資料3の2ページ目にお戻りください。

体系の構成として、2つの案を記載させていただきます。

案1は、現計画の構成をベースにしつつ、アイヌ施策推進法の基本方針では産業振興・観光振興等の施策の推進が掲げられておりますことから、現計画の施策目標、生活関連施策の推進の推進施策の1つの産業振興等の推進を、次期計画の中では施策目標に掲げ、その推進施策として、産業振興等の推進、観光・地域振興の推進を盛り込み、4つの施策目標、7つの推進施策として整理しております。

なお、各推進施策の下に記載の項目は、現計画やアイヌ施策推進地域計画の施策を列挙したものですので、参考としてご覧ください。

3ページに移ります。

案2ですが、アイヌ施策推進法に基づく事業分類に対応するよう、体系の構成を整理したものといたします。

具体的には、アイヌ施策推進法第10条第2項に記載されている4事業、アイヌ文化の保存又は継承に資する事業、アイヌの伝統に関する理解の促進に資する事業、観光の振興その他の産業の振興に資する事業、地域内もしくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業をそれぞれ、アイヌ文化の保存・継承・振興、アイヌの伝統等に関する理解の促進、産業等の振興、地域振興等の促進という施策目標とし、現計画の推進目標の一つである生活関連施策の推進をこれに加えて、5つの施策目標、10の推進施策として整理したものでございます。

以上、2つの案をご提示させていただきましたが、事務局といたしましては、今後、本委員会において交付金事業の検証等をしていただくことを踏まえまして、アイヌ施策推進法における事業分類に準拠した案2のほうが議論しやすいのではないかと考えております。

また、ご提示しました構成の分類は、あくまでも現時点での案でございますので、今後の議論の中で推進施策が増えたり減ったりすることもあるかと考えております。その際は、また変更等についてご提案をさせていただければと思います。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたように、本日の会議で、資料3にあります計画名称、計画期間、目的、計画体系等の構成案についてご審議いただきます。

2案出ておりますので、ご意見をいただき、検討の上でどちらかに決めたいと思います。

それでは、ただいま事務局からありました説明について、ご意見、ご質問などございましたらお願いします。

○阿部委員 ご説明、ありがとうございます。

資料3の推進計画についての2ページ目のところの体系の構成で案1、案2の説明がりましたが、わかりづらくて、何をどう変えたのかということがよくわかりません。

まず、資料3の次期札幌市アイヌ施策推進計画について（案）というものがございすが、私は、以前にいただいたものを読んで思ったのですが、ご存じのように、今回、国が出した新しい法律は、47都道府県に網がかかっております。1997年にアイヌ文化振興法というものが国会を通過しています。国会を通過したのが1997年5月で、これが公布、実際に実施されたのが7月です。この5、6、7の2カ月の間に、この法律をすところは閣議で定めると書いてあったのですが、6月27日、法律施行の3日前に、国の閣議で北海道とすとしてしまったのです。ですから、アイヌ文化振興法というのは、日本の法律でありながら、北海道限定の法律になってしまいました。46都府県は関係ないわけです。

ご存じのように、あの法律は、国で決めたものですから、国がお金を出すのですけれども、関係の都道府県もお金が出すということになっています。ただ、北海道とすとしてしまって、あの予算が当時7億円あったのですが、2分の1を国が出して、2分の1は北海道なのです。施設というのは、北海道庁の南側にアイヌ文化振興財団の本部がありますが、これも全部、道と国が2分の1ずつです。そして、東京に交流センターを作ったのですが、これは、北海道アイヌ協会が、東京にも数万人のアイヌがいるのだから、絶対にあそこに何かを作ってもらいたいと、地元、東京の人たちの数万人いて、生活館を作ってもらいたいという要望があったものですから、私たちは、それを国に働きかけて、東京の八重洲口のところに交流センターを作ったわけです。

しかし、あれは、東京都も神奈川県も千葉県も埼玉県も1円もお金を出しておりません。それが22年間続いているのです。今回は、新しい法律を作ってくれるということで、今度は47都道府県が全て網のかかる法律になりましたので、この体制は変わってくると思います。

しかし、今回の問題では、第1条に先住民族と書いてあるのですが、この先住民族というのは、私たちがこの運動を始めて間もなくから言われていたことは、日本人が在日朝鮮人の方々に対して、俺たちは先住民族なんだ、俺たちは何千年も何万年もいる先住民族なんだ、おまえたちは部外者なんだと言って大変な問題になったことがございます。

しかし、先住民族というのは、昔からいたから先住民族ではないのです。後でまた説明したいと思いますが、日本という国家ができたのは実際には明治維新以降だと思うのですけれども、そのときに北海道にはアイヌしかおりませんでした。松前、函館、江差にしか日本人はいなかったのです。それが、樺太と千島列島と北海道にいたアイヌ民族を一方的、強制的に日本国民にして日本という国家をつくりました。ここは、それまで蝦夷地だったのです。樺太というか、北蝦夷地だったのです。千島列島だったのです。それが一方的に日本になってしまったということがあった。

こういうことをされた人たち、そこに何万年も何千年も住んでいながら、強制的に土地を取り上げられて、生業である狩猟、漁労、採集を禁止された、そういう人たちのことを先住民族と言うのだというのが国連の定義であります。

そういうことを、日本の中では、先住民族権利宣言が2007年に採択されてからも言っていないのですが、今回は第1条に先住民族と書いてあります。しかし、先住民族とはどういう人と言うのかという定義が今回の法律にはないのです。

そういうことがございますので、僕たちは、今、北海道アイヌ協会としても、国に対して要望書を作成中でございますが、資料3の1ページ目に、福祉向上対策と書いてあるところが2カ所あります。私たちに對する対策は、福祉対策ではないのです。先住民族対策ですから、これは札幌市が全国に先駆けて、もちろん全国47都道府県のうちでも北海道にほとんどのアイヌがいるわけであって、しかも、北海道のアイヌの半分は大都市である札幌に住んでいるのではないかと私は思います。

そういう意味では、札幌市がこれを出して、福祉向上対策というのはまずいと思いますので、ここは先住民族対策と書きかえていただきたいというのが要望でございます。

それから、2ページ目の真ん中あたりに、伝統文化の保存・継承・振興とございまして、その二つの中の伝統文化活動の推進の中に、イオル計画策定・運営の協力というのがございます。

イオルというのは、15年も前に私たちが北海道と国にお願いして、イオルというものを伝統的生活空間として北海道にも7カ所つくりたいということで、北海道も本まで出しております。国も、イオル計画に積極的に賛成してくれているのですが、実は、このときに札幌市に私たちもお願いしました。そうすると、市内10区の中に12カ所にイオルをやる候補地がありますと言って、資料を私たちももらっています。しかし、最終的に、札幌市の清田区に畑としてやっておりますけれども、これは委員の皆さんにもお知らせいたしますけれども、イオルが始まって十数年になりますが、白老と平取は数千万円ですね。約1億円まではいかないのですが、7,000万円、8,000万円という金額です。ところが、札幌市は数百万円なのです。10分の1なのです。

そうすると、この計画の3ページを見たら、イオルが消えてしまっているのです。これは、私は、ちょっと見ただけで非常にショックを受けて、消すぞとも課長から聞いていないし、市から話を聞いていないので、非常に驚きました。

イオルというのは、伝統文化をやるためには必要なのです。アイヌの文化というのは、土地と一体化したものなのです。山と川と海と土地と一体化したアイヌ文化であるので、ぜひこの2点について私は申し上げておきますので、委員長に検討をお願いしたいと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

第1点は、資料3の1ページの(1)経緯の第1段落の最後から1つさかのぼったところがございますアイヌ民族の福祉向上対策という表現を先住民族対策と変えるべきではないかということですね

○阿部委員 1ページの一番下にもあります。

○松久委員長 「文化振興や福祉対策に加え」というところですね。ここの福祉対策も適

当ではないと。

○阿部委員 アイヌ民族対策か先住民側対策に変えていただきたいと思います。

○松久委員長 具体的なご意見をいただきました。

第1点は、1ページの2カ所の福祉施策とあるところを先住民族ないしアイヌ民族対策と表現を変えるべきではないかということです。

第2点は、2ページのところ案1の1番右の推進施策の欄のところで、囲みの4つ目のところの伝統文化活動の推進のところがイオル計画策定・運営への協力となっておりますが、3ページの案2では、そこの伝統文化活動の推進に対応するとしたら、恐らく右の欄の4つ目ぐらいになるのでしょうか、そこではイオル計画について抜けているので、これは第2案のところにも入れるべきではないかということです。恐らく、第2案でいくということになればなおのことということだと思います。

以上につきまして、事務局からいかがでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 今お話いただきました点ですが、まず、1ページ目の中ほどにある福祉向上対策につきましては、先住民族対策でどうでしょうかというご意見でした。事務局としては差し支えございませんので、委員の皆様がそれでいきたいということであれば、それはそれでも構わないと思います。最後の行にある文化振興や福祉政策に加えというくだりは、実は、アイヌ施策推進法の中で使われている言葉で、この法の中で先住民族対策という言葉を使っていなかったものですから、ここはちょっと変えづらいと考えてございます。

また、2ページ目のイオル事業の話ですが、案1ではイオルが入っていて、案2ではイオルがないのではないかというお話でした。

実は、案2の一番上に、推進施策として、この項目にアイヌ伝統的生活空間の再生事業ということで、名前はイオルと出していないのですが、推進施策の一つとして格上げしてここに位置付けていますので、ここにあるということで認識いただければと思います。

○松久委員長 第2点のところを確認させていただきたいのですが、どの箇所でしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 3ページにある案2の1番上です。推進施策という項目の1番上にアイヌ伝統的生活空間の再生事業、この項目の事業名がそもそもイオル事業を指しています。案1ではイオル事業と言っていますが、案2では、イオル事業という言葉を使わず、略した表現にしています。

○松久委員長 ちょっと先走るようですが、そうしますと、ここの再生事業のところに、例えば括弧をしてイオル事業という表現を入れることは差し支えないのでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 差し支えないです。

○松久委員長 今のご説明を受けて、いかがでしょうか。

○阿部委員 結構です。

○松久委員長 それでは、第2点目、案2の右の最初の囲みのところは、括弧をしてイオル事業とします。



1 ページの1 番下の福祉施策については、アイヌ施策推進法の表現に即したものであるということで、このままでご了解いただきたいということです。

1 点目の2カ所ありましたうちの第1 段落の最後は、アイヌ民族対策がいいか、先住民族対策がいいか、これは、文章の出だしがアイヌ民族云々ときていますので、どちらにするほうが、平仄（ひょうそく）が合うかという、必ずしも論理的なものではないかと思いますが、アイヌ民族対策で構いませんか。

○阿部委員 私は、福祉をとってほしいのです。

○松久委員長 それでは、この2 点につきまして、他の委員の皆様方はいかがでしょうか。

○本田委員 アイヌ民族対策と書かれるならいいと思うのですが、先住民族対策と書いてしまうと、昭和3 6 年から北海道中心で先住民族対策が実施されてきたということになります。今求められているのは、むしろ先住民族政策にすべきであって、先住民族政策が行われてきたわけではないはずで、アイヌ民族対策ならオーケーかと思いました。

○松久委員長 結論としては、アイヌ民族対策という表現のほうがよろしいということですね。よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、今回の審議を踏まえて、また次回に修正案が出てくることとなりますけれども、ここはアイヌ民族対策が実施されているところということになります。

次の3 ページですが、第2 案の1 番右上は、「再生事業（イオル事業）」とするということでご了解いただけますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○松久委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、ほかの点はいかがでしょう。

○飯田委員 全体の体系の話で感じる点は、現行が3つの目的の6つの施策目標ですね。今回出された案は、案1が4つと7つ、案2が5つと10ということです。今の施策推進法の規定に沿った展開にするということで、案2を進める方向で考えているというご説明でした。それはそれで私もよくわかるのです。それに沿って計画して、5年計画、1年計画も含めてありますからね。ただ、一般的に受けとめられるときは、数が多くなればなるほど印象度が薄まるというか、覚え切れないというか、ここでの議論やそういう方向で進めるということについては、法律に則って行政を進めるわけですから、それで私も賛同できます。ただ、一般市民のレベルの考え方で理解を深める段階では、もう少し大枠でくくれるような考え方があっていいのかなというのが率直な感想です。多くなればなるほどわかりづらくなっていくということがあります。

2 つ目に、中身の項目の問題で、先ほどのイオルではないですが、書きかえを含めて案1と案2の関係があるのだということもよくわかりました。

私が思っているのは、アイヌの方々自身がこういう問題をよく理解して積極的に発言し

ていくというか、聞いている周りの方々が共感を得る、同感を得るといいますか、そういうことが進まない、麻生さんの発言に対しても、あれは知らないでは済まないから、なぜ知らないのかを含めて、うまく一般の人たちの理解が深まるような対応の仕方を考えていかないと、意見の食い違いみたいな話になりかねない問題も含んでいます。

ですから、案2のほうでいけば、推進施策の2つ目に、アイヌ関連団体の取組に対する補助事業とありまして、伝統文化の保存・継承・振興となっていますが、これにもう少し、歴史的な学習や、諸外国との関係でいろいろ言われますよね。ニュージーランドとか北欧の関係とか台湾とか、そういうことなどをうまく、アイヌの方自身もよく学ばれて、自分たちの主張の根拠がどういうことに基づいているのかということが周りに伝わりやすいような形を打てるようなことが少しあってもいいのではないかと思うのです。

というのは、札幌市ではないけれども、かでの2.7に北海道アイヌ協会の施設があって、博物館があって、資料室みたいなところがあるのです。あそこに行って思うのは、ただいま資料は整理中ですよとなっているのです。一応、北海道の中心にあつて、そういう調査研究を進めようと思うのであれば、やり方はいろいろあるのではないかと私は思ったのです。また、そうなってくれば、かつての遺骨の発掘のときだって、そんなことをやっちゃいけないのだということが当事者から出れば、それはすぐにストップがかかるような側面もあるものですから、いろいろな意味で、積極的に、自信を持って、根拠を持ってアイヌの方々が発言できるような調査研究、学習みたいなことに対する援助の仕方があってもいいのではないかと思います。

市民理解は進んできたと思うのです。小学校の社会科研究でどんどん北海道の地名の先進研究は何だということを随分たくさん、かでの2.7で見せてもらって、本当にみんな勉強してきているのだなと思いました。そういう意味で、調査研究、学習のことを少し進められるような、文化に絞っているからなかなか難しい側面もあるのはわかりますけれども、それも考えていただけたらなというのが問題提起です。

○松久委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○阿部委員 今週中に、今日の会議を踏まえた上で札幌市とお話し合いをする予定ですが、実は、白老のウポポイのオープンに当たっては、展示について要望をたくさん言っています。いわゆる歴史をきちんと書いてくれと言ったのですが、どうも私たちがお願いしていた要望が半分入ったかなぐらいの感じです。

先住民族というのが1番大事な問題です。

遺骨の問題については、今、慰霊施設を作つて、そこに集約をするのだけれども、何のために集約するのか、早く返せと怒られてばかりいます。実は、北海道アイヌ協会は、ウタリ協会の時代から、10年かけて、アイヌの骨を盗んでいったのだからといって、北海道大学で、ご存じのように、毎年、イチャルパをして慰霊しているのです。

問題は、世界中に骨が行ってしまっているのです。アボリジニの骨やインディアン

や、ヨーロッパ、アメリカと交換しているのです。だから、どこへ行ってしまったかわからないのです。大学が持って行って、明治の人が持っていったわけですから、平成、令和の時代になってしまって、何のことやらわからないと言ってしまっているのです。

そういうことを考えたって、私たちは、10年前から、北海道アイヌ協会、ウタリ協会時代から、全部一体化しろと言っていきます。頭の骨だけどこかにやっけてしまっているとか、あるとか、手足の骨をどこにやったのか。お墓に入れるときに、ご存じだと思えるのですけれども、土葬するものですから、遺体と一緒に、その人が使っていた着物から、刀から、くさり物から、いろいろなものを入れるわけです。それが、北大に行ったって、医大に行ったって、頭の骨しかないのです。何ですかこれは、という話です。

しかも、道内の大学だけではなくて、道外の10大学に見に行ったら、本当にグラウンドの端っこの冷房もない、暖房もない、エアコンもないようなところに箱の中に入れて放られている感じですよ。あなた方は、自分の先祖に対してもこんなことをやるのですかと聞いても、東京大学の教授ですら、これは東京大学の財産なんだ、絶対に返さないと言う者がいたのです。大学の先生が20人ぐらい並んでいましたよ。僕らはこっちに並んで、誰ですか、そんなことは言った方はと言っても、みんな下を向いて何も言いません。医学部長がごめんなさいと謝って、絶対に返しますからと言っていました。

私たちは、そういう人たちをまずきちんと慰霊施設に集約して慰霊をする。そして、頭と骨と、誰がどうやって持って行って、何の研究をしたのですかということ全部出してください、そして、地方の市町村の町営墓地とか市営墓地とかそういうところと交渉して墓地を確保した上で、きちんとそこへ埋葬して、アイヌのしきたりで慰霊をすると。こういうことを10年間やってきて、今ごろになって、うちの幹部をやめた人まで違う裁判を起こしているのです。

これでは、僕ら後輩としてどうしたらいいのですか。

そういういろいろな問題がありますけれども、私たちはこのことを日本国民に教えてもらいたいのです。そうしたら、そんなにひどいことをしたのか、150年前から北海道じゃないのですよと言うのですが、うそだと言います。私は、東京でも、大阪でも、四国でも、九州でも話させてもらいましたが、150年前は蝦夷地だったのですと言うと、うそでしょう、北海道ってもっと前からでしょうと言うわけです。違いますからね。明治2年の8月15日に北海道にしたじゃないですか。土地を全部アイヌから取り上げませんでしたか。住んでいたチセ、家、土地までアイヌから取り上げませんでしたか。言葉を禁止して、宗教も文化も禁止して、狩猟、漁労、採集を禁止して、農業をやれと言いませんでしたか。

これを書いてちょうだいと僕は言ったのです。北海道大学でね、東大の偉い先生が室長になって、準備室を開いて、多分、あの方が館長になるのでしょうかけれども、それを教えなかったら、日本人の方はウポポイに行ってわかりますか。

あそこに行って、100万人を集めて、観光のためにやっているのではないですよ、私

たちは。世界の人たちに、世界でおまえたちは1番ひどいことされたと私は国連で言われたのです。俺は、高校までも行ったし、日本語もしゃべって、就職もできたと言ったら、おまえはばかかと怒られた。世界で1番ひどいことをされた先住民族は日本のアイヌなのだぞと私は言われたのです。それをどうして日本人に教えないのですか。教えたらわかるじゃないですか。それを書いてくれと言っているのだけれども、ウポポイの1階にすごいものを作るのだけれども、問題は、そういうことを書いてくれているのです。書いた、書いたと言って、どこに書いてあるのかと聞いたら、今は見せられないなどと言うのですね。

やっぱり、私たちが要求しているようなことを書いてくれていると私は思っています。それをしないから、麻生太郎さんは何回言うのですか。私たちは何回も抗議に行きましたよ。また言ったではないですか。何で俺たちが先住民族なのですか。そういうことを、国際的な定義を、後で言おうと思いましたがけれども、国連では定義が10本もあるのです。国連でもやっているし、世界銀行でもやっているし、そういう定義があるのに、違うから言えないのです。アメリカによって違うから、カナダによって、オーストラリアによってと状況が違うから、1本の定義はないけれども、そういうことをされた人たちというのは明確になっています。それだけ書いてちょうだいとあれだけお願いしてきたのに、今回の国立博物館の1階では、阿部さんの言うとおりに全部書けなかったとはっきり言われました。

私は残念でたまりませんけれども、何とか札幌市は、できれば小金湯も見直していただいて、先住民族とは何なのか、どんなことを150年前にされたのかということは、ぜひやってもらいたいというお願いです。

○松久委員長 ありがとうございます。

先ほど、飯田委員から、2点ご意見をいただきました。第1点は、体系の案2は、新法に即した形で現計画を再構成しており項目も増えているので、全体を見通しのよいものとして理解するには、案1のような形も考える必要があるのではないかということでした。

第2点は、案2の2つ目に該当するとか思われますが、アイヌの方々の調査研究、学習に対する支援というものを組み込むことが望ましいのではないかというご意見でした。また、阿部委員からは、この第2点に関連して、先住民族、アイヌ民族の歴史を広く市民に伝えていくという施策を盛り込むべきではないかというご意見だったかと思えます。

それでは、まず、第2点目の調査研究、学習の支援、あるいは歴史を伝えるというところを盛り込むという点を中心にご意見をいただければと思います。

○多原委員 今言っていたことは、私も本当にそうしていただきたいと思っています。

今回の法律は、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現ということですが、アイヌの誇りとは一体何なのだろうと、当事者でありながら、どういう意味で使われているのかというところがずっと疑問なのです。昨年、この法律が制定されて、新たに産業振興や地域

振興といった項目がたくさん増えました。しかし、この事業をこなして理解促進を求めるだけが私たちアイヌの役割なのか。これは、自分自身もそうですが、周りの多くのアイヌからもそういった声が聞こえます。

私たちは、今回のウポポイでも、アイヌ民族の歴史認識を、自分たちもわかり、周りの者もわかるような歴史認識をしっかりと記載していただきたかったのです。しかし、私が聞いている限りでは、そういったことが全くない感じを受けます。

また、遺骨問題も、盗掘であったり、発掘調査の中から出てきたものもあつたりしました。その中には、遺族がわかるものもあつたり、わからないものもあつたり、それはアイヌの伝統的な慣習が今の日本人と全く違うところがありますから、こういった問題が出てくるのです。数十年前までは、どのように対応してよいかわからなかったものが、現在では、それはもう返すべきだとかいろいろな意見がありますし、いろいろな意見があつてよろしいと思っております。

今後も、札幌市との話し合いの中で、本当にアイヌが誇りを持ってこの法律を受け入れていけるような、中身のあるようなものにしていかなければ、ただただこの行事に振り回されている感じです。私たちの先祖がどのように生活してきたのか、伝統文化、アイヌの文化と言われるものが、アイヌの営みが何だったのかということがわからないまま、私たちがその真似をするような形で発信していくことにはとても納得ができません。また、誇りを持ってアイヌが尊重されるような社会が実現されるとも思いませんので、もう少し落ちついた感じで、行事の見直しと発信の継承の仕方をしていくべきと考えております。

○松久委員長 ありがとうございます。

この点について、ほかにございませんか。

○本田委員 私は、例えば、ニュージーランドのマオリの方々とか、ハワイの方々とか、すごく頑張っている先進的な先住民族の方々に、この間、たくさん教えられてきたのですが、そういう方々がおっしゃるのは、やっぱり、ニュージーランドは国からたくさん補償金が改めて出ているとか、お金を使うときに、今の自分たちで使わないとおっしゃるのです。30年後、50年後の子孫のためにこのお金を使うということを考えて使っていますとおっしゃって、すごいなと思いました。やっぱり、交付金はそういうものであつてほしいとずっと願っています。

ですから、それに基づいてこれを考えるとすれば、今、ここに挙げられている施策が30年後を見据えて、その姿にたどり着くための施策になっているかという視点を持って考えなければいけないだろうと思います。

もう1つは、ちょっとごっちゃになっているように感じたのは、そのためにいろいろな教育施策をやらなければいけないのですが、アイヌ自身の人材を育てていくための教育活動と、アイヌ文化を普及していくための市民理解のための教育活動と2本立てであるべきだと思うのです。どちらが欠けてもいけないと思うのですが、私は何よりもアイヌの人材を育てるということを優先しつつ、育てている人材が普及活動をしっかり担うことによつ

て理解が深まっていくという循環であるべきだと思っています。

そう考えると、この中に、本当にアイヌのこれから30年後を背負う、あるいは、せめて20年後でもいいですが、それくらいを担っていけるような人材を育成していくというプログラムがこの中に果たしてどれだけあるのだろうかと思います。

決してそれだけは単独で行わないといけないものでもなく、例えば、この中の1つに、人材の育成ということをしっかり掲げ、それがウポポイの役割だと思っていたのですが、ぶっちゃけて言うと、今は、瞬間風速でもいいから100万人みたいな空気感があって、それどころではない感じなのです。スタッフの人材育成どころではない感じで、私は心が非常に折れています。

でも、札幌市にはそういうことをやっていただきたいと思うのです。しっかり、どうやったら人材が育成されるのか、その人材を育成すると同時に、その人たちが活躍できる場を準備して提供しなければいけない、これは両輪だと思うのです。

そうすると、この中にも普及活動みたいなものがたくさんありますから、例えば、アイヌ語、アイヌ文化、芸能とか、今、保存会とか地元の伝承活動をやっている方が担ってしまっていて、そのこともすごく大事なのですが、むしろ、育てていって、そういう人たちが各学校に行って教育活動を行うと。では、今、アイヌ語を教えてくださいというときに、しっかりわかりやすくノウハウに基づいてアイヌ語を教えることができる人材が果たしてどれだけいるのか。

だから、今、アイヌ文化教育にまだちょっと偏りがあるように思うのです。でも、その割には、アイヌ語、アイヌ語と世間はおっしゃるわけです。だとすれば、そういう人材育成をして、そういう人が学校に行って子どもたちにしっかりアイヌ語を教えていくと。

このことは、前々から、北大の北原先生なども話しているのですけれども、日本というのは、英語教育のためには海外のネイティブの人たちを莫大なお金で雇って学校に配置しています。そうだとすれば、配置まで行かなくても、当面、少なくともいいけれども、学校を回ってアイヌ語、アイヌ文化をしっかり教えられる非常に能力の高い若者たちを育て、その人たちが学校教育を担っていくということを一体化して進めていけば、恐らく20年後、30年後のために大きな土台になっていくと思うのです。

むしろ、そういうことのために交付金を札幌市から使っていただければ、全道に波及していったって、各自治体もそういう専門的な人間を置けるようになると思います。前にも申し上げましたが、私の学生は自分の地元でアイヌ文化で生きていきたいと思っても、余りにも給料が安くてお母さんに反対された、お母さんはそのくせ、アイヌ文化で生きていけとおっしゃっているわけです。でも、今、やっぱりそういうことができないので、まず札幌市さんがそういうことをやってくださったら、全道に波及していくのではないかと希望を持っています。

ぜひとも教育活動に交付金を使っていただきたいと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまアイヌ人材の育成というのは、例えば、アイヌ語やアイヌの歴史とか文化を教育することができるような、そういうところに携わることができる人材の育成ということでした。

そうしますと、必ずしもアイヌ民族の方に限らず、その担い手の裾野は広がりうるのかなと思ってお聞きしました。

そこで事務局にお伺いしたいのですが、人材育成の施策に交付金を使うことについての縛りは基本的にないと考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（丹尾市民生活部長） 交付金事業ということに限定して申し上げますと、札幌市が人材を雇用することに関しては対象外となります。

もう1つ、計画に掲載している事業でいいますと、アイヌ関連団体の取組に対する補助事業というものがありますが、補助事業も交付金対象外となります。

では、何なら対象となるのかという話でいきますと、委託事業に対しては交付金を充てることができます。委託となりますと、毎年度、毎年度ということになりますので、いわゆる常時雇用のようなものに対してお金を出していくのがなかなか難しい面はあると思います。

ただ、おっしゃるような人材育成というところは、文化を振興していく上で、この場でも何回かお話しいただいたと思いますけれども、不足しているというのが課題、悩みであるという認識は我々も持っております。

ですから、もし体系の中で位置付けていくとすれば、アイヌ文化の保存・継承・振興の中に人材育成的なことは当然入ってくるであろうと。それを柱にできるのかどうかというところでは交付金を使う手法が限定されるので、難しい面もありますけれども、可能性がないわけではないと思っております。

○松久委員長 市のほうから協会に委託するという形で人材教育とか歴史文化の教育を図っていくということはあるということですね。

○本田委員 そういうふうにして人材を育てていただくのと、先ほどちょっと強調したかったのは、両輪でその人たちの場を作らなければいけないということです。今まで、人材育成は、アイヌ語などに限らず、国もいろいろと人材育成、人材育成と言うのですけれども、その人たちがそれを職業として食べていけることを保証しないので、人だけ育っても、それでは結局は先細りになるわけです。

ですから、先ほど、英語の先生の例をとったのは、札幌市がどこかに委託して、英語の先生みたいな形でアイヌ語を教える、アイヌ文化を教える教員を、もちろん非常勤でもいいので、そういう形で場を提供していただきたいということです。そういうことが可能かどうかということをご伺いしたいと思うのです。

○松久委員長 それは、学校教育の中に組み込んでいくということですか。

○本田委員 そうです。

○松久委員長 人材育成とともに、その人材の活躍の場についての具体例のお話をいただきましたが、いかがでしょうか。

○事務局（丹尾市民生活部長） 学校教育の中の非常勤というのは例示であると思いますが、そういったことに関しては、私どもだけでできることではなく、学校カリキュラムとの調整などもあります。また、育成の場を作ってそういう方をどんどん生み出しても、先ほど委員長がおっしゃったように、ポストは幾つ作れるのかという問題もあるので、実現までのハードルは高いところがあるかと思います。

確かに、育成した方の活躍の場ということはすごく大事だと思いますけれども、雇用と直結して育成していくというところまで一気にいけるかということ、段階的にといいますか、まずは、今、伝承などにかかわる方の層を厚くすることに取り組む必要があるかと思いますが、それで食べていける手だてがありますということをご提示できる状況ではないです。

今後、そういうことも意見交換をしながら、どんなことならできるのだろうかということでご相談していきたいと思います。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 以前、本田委員からアイヌ民族の方が集まって会社を作って、今言った非常勤で学校を回る、人が増えてくれば、札幌でやったのだったら全道に広げていきたいと思いますといったお話もあったと思うのです。そういう形で、我々が委託できる先があれば交付金も使いやすくなるのかもしれませんが、そこら辺だと思うのです。

我々が育成して雇用までというのは結びつけづらいかもしれませんが、団体があったり、会社があったり、NPOなどがあって、それが大きくなって活動の幅を広げていって、我々も事業をいろいろと委託しやすくなってくるといような形になれば少し循環するのではないかと思います。それは、今すぐというわけではないですが、そのくらいのことを考えなければいけないと思っています。

○松久委員長 ご意見いただきました2つの内容の1つがアイヌ人材の育成と場の確保、もう1つはアイヌ文化を市民に伝え浸透させていくということでした。

後者のほうについては、案2でいくと施策目標の2つ目の囲み、アイヌの伝統等に関する理解の促進の中に位置付けられると思われました。

アイヌ人材育成等については非常に重要な視点ですが、それをこの体系図の中に組み込むということになりますと、ただいまご説明いただいたところからも、どう描けるか、なかなか難しい面もあると言えそうです。人材育成というタイトルだけつけてその中身が出てこない、あるいは中身を書き過ぎて実際にはできないことになるのもまずいと思います。

これらの点は、仮に案2でいくとなりましたら、本日の意見を踏まえて事務局でご検討いただくということでもよろしいですか。

○貝澤委員 大きく見れば、それでいいと思うのです。ただ、今、札幌市内のエカシ・フチから要望が出ていますよね。実現できるかどうかは別にして、定山溪あたりの温泉が出るところでエカシ・フチが語らうことできるような場所で、そこに更に若い人たちも呼び込んで、年寄りから若い人たちまで、その中間にいるお父さん、お母さんたちまでを含め



て連携していく方法がないかという意見があります。

それは、きっと要望書も出ていると思うのです。例えば、それが定山溪だとどうなのか、いろいろな問題があるのか、札幌は、さっきから出ているように、本田委員が言うように20年後、30年後を考えると、やっぱり今のうちから老人と子どもたちを、昔で言うコタンのような教育の仕方ですね。そうすると、右側には新法に沿った全てが入ってくるような気がするのです。

例えば、札幌独特のものがあります。ウポポイが、北海道にはいろいろなアイヌ文化があるということで、地域によって違うのだと言っているけれども、そのとおりですね。札幌には、それが現実にあるのです。北海道全体から集まってきたエカシ・フチが現実にまだいるのです。その人たちを活用しながら、例えば福祉や介護も交えながら、さっき言ったような会社形態をとらないとできないのなら、そういう方法も考えながら、時代時代の人を作っていくような、全部を絡めていく方法が何かないのか、具体的な案はまだないのですが、そういうことも含めて考えていけたらと思います。

○松久委員長 次回には、いただきましたご意見を踏まえて修正案が示されると思います。

そういうことで、事務局では、今の点を受けとめてご検討いただくということによろしいでしょうか。

○阿部委員 実は、明日、スウェーデンのグretaさんという16歳の女の子の本が緊急出版されます。

あの子が国連で訴えた内容は、私も、今から10年前に、リオ+20の会合で宇梶剛士の母さんと2人で、1年間、東京で会合をやりました。

地球環境というのは、本当に大変な問題になっておまして、私も12年前にアラスカに行ってきたのですけれども、世界環境会議ということで、ヘリコプターに乗せられて行ったら、北極海はもう半分ぐらいの氷が解けてもうないのです。北極海航路というのが通っていて、日本までがあそこに船を通してくれとやっているという話を聞いて驚きました。

あの北極海で氷が解けてしまったら、南極は大陸ですから土の上の氷なのですけれども、北極は海の上の氷なのです。ですから、解けたものはそのまま海の水になってしまうのです。

あれを見て、グretaさんが国連で怒るのは当たり前です。私は本当に怒られたような感じがして、改めて、何とかしなければいけないと思いました。

これは、私たちが国連で何十年もやってきたことなのに、今、忘れたのか、本当はアイヌはそういう精神がある民族なのです。そこを教えなきゃいけないのに、今、全然やらないです。アイヌ語と歌と踊りと木彫り、刺繍だけではないですか。どうして肝心のこのアイヌの勉強を子どもたちにさせないのですか。

そして、アイヌ民族というのはこういう思想を持っているのだよ、こうやって生きてきて、150年前に日本人が開拓して何をしたのですか。クリントン大統領のときの副大統領

領のゴアさんが20年前に本を出したのではないですか。そして、地球がこのまあいっただけ50年後に滅びてしまうということをやったことを私たちは忘れてしまっているのです。150年前に北海道は緑一色だったのですが、全ての木を切り尽くしませんでしたか。それに一番悩んでいたのは私たちのおじいちゃん、おばあちゃんです。

何でこんなことしてしまったのかと私はおばあちゃんにどれだけ言われたのか。

そういうことを考えれば、地球環境問題を、アイヌは全ての生き物、鳥も虫も生命あるもの、植物も動物も魚も全てが同じなのだよ、人間のための地球じゃないのだということアイヌが言っているわけですから、こういうすばらしい考え方をぜひ子どもたちに教えてくださいよ。

あれは藻岩ではないのですよ。インカルシペなのですよ。藻岩といたら円山のことなのです。そういうことを子どもたちに教えてください。何でこんなことになってしまったのかということをおまえらだけが先住民族ではないとまた言われますよ。私は、もう1度原点に戻って、アイヌはしっかりと、この環境を守るために頑張らなければいけないと思います。

○松久委員長 どうもありがとうございました。

それでは、推進施策の項目についてご意見があれば伺った後、骨格として案1のスタイルでいくか、案2のスタイルでいくか、に話を進めさせていただきたいと思います。

まず、推進施策の中身として最も根源的といいますか、重要なところについていろいろご意見をいただいたと思いますが、ほかにございましたら、まとめてご意見いただきたいと思います。

○貝澤委員 先住民族の権利に関する国連宣言の25条から28条の間に、土地や領域、資源の回復と補償を受ける権利についてあるのですが、その権利の問題で、最近、新聞でも道東のほうでサケのことなどをいろいろやっていますが、権利というのはサケばかりではないです。土地もあれば、森林資源もあるし、植物資源も鉱物資源も、いろいろな資源があるわけです。

そういうものに関しては、今のところは何も入っていません。これは、何らかの形で札幌市が先陣を切って、1歩先を行くような、完全にこの分野に入るのではなくて、そこまでやっていいのかということくらいまで札幌市は入ってもいいと思うのです。

これは、今後の形として、完全に権利ではなくて、ちょっと入っていくという形を要望したいです。

○松久委員長 ただいまのご意見は、この施策の中にそれらの権利を認める、あるいは認められるよう支援するという態度表明のようなものを入れるべきではないかということでしょうか。具体的にということになりますと、例えば、札幌市の所有地においてそのような権利を認めるということになるのでしょうか。

○貝澤委員 札幌市では、市が持っているものでしかできないと思うのです。札幌市に以前見せてもらったことがあり、これはイオルと絡んでくると思うのですが、藻岩山の麓や、

小金湯にも、反対側の山の家は札幌市の土地のはずだぞと言っている農家の方がいらっしゃいます。それは、聞いてみたら、結構広いのです。もう山なのです。もしそういうところを活用できて、1歩踏み込んで、そういうものを完全に開放するというか、どんなことができるか、試験で検証してみるということまで踏み込めたら、先頭を走ることになると思うのです。

○多原委員 大きく変更することは大変難しいのでしょうか、150年以上前にアイヌ民族が行っていた営みや、さまざまなものが奪われてしまったわけです。これからコタンの復活みたいなことを、チセ5、6軒と言えば大変難しいかもしれませんが、今、札幌市がアイヌ民族に使う土地は小さくて、その中でイメージをしづらいのですが、今、ピリカコタンにもチセはありますが、人も住んでいないですし、道具も全く展示されていません。その中に来られた子どもたちに、昔、ここでアイヌが生活していたのだよと言っても、この何もないところで、イメージが湧かないのです。

もともと住んでいたようなチセの中に民具をそろえとか、ここに家族が住んでいたというイメージが湧くようなものを作っていただきたいと思っています。ただ、それだけではなくて、できれば四季を通して、川のそばでそういったものがあれば、船着場があるとか、夏は山菜をとり、冬までのいろいろなことができるという自然の中のサイクルを体現できるようなものをどこかに1つ作って、そういったことをやっていきたいと思う人たちもいると思います。

今、アイヌ文化というと、踊りや歌などを舞台ですとか、教室、カルチャースクールでやるようなものにしか捉えられていないのですが、アイヌ文化というのは、アイヌが生活してきた営みそのもの全てなのです。寝ることも、産まれることも、死ぬことも、食べることも全てそうなのです。そういったものが北海道というアイヌが1番住んでいた土地で、せめて1つでも、チセだけをつくる、歌は別のところとする、何かはどこかですということではなくて、そういったもの全てを体現できるようなものを、私たちも努力しますので、そういったことが、今後5年計画になるのかどうか分かりませんが、それをやっていくような決心をしていただければ、全て100%復元にはならなくても、そういったものを残せることが子どもの教育になり、外に向けての啓発になり、北海道の文化、遺産になっていくと思うのです。

それほどお金がかかるとは思っていないので、ぜひ、そういったことについて今後話し合いをさせていただきたいと思います。

○松久委員長 ただいまいろいろとご意見をお出しいただきましたが、事務局からコメントが可能でしたらお願いします。

○事務局（大場アイヌ施策課長） コタンということでお話がありました。ちょっとイメージが湧かなかったのですが、今、ピリカコタンがあって、そこでいろいろと復元をさせていただいて、教育の一端を担っている場所もあるのですけれども、それとはまた違った感じのものということで、そこに住む人がいるようなイメージなのではないでしょうか。

川の近く、海の近く、もしくは山などにそういうものを作って住む人がいるようなイメージのものが札幌にあったらいいというお話ですね。

○松久委員長 どういう形をイメージしたらいいのかお伺いさせていただきたいのですが、そういう空間、場所、施設を用意して、そこに住んでいただくということでしょうか。

○多原委員 先ほど、ほかの委員からも話が出ましたように、私も何年も前からこの提案をしています。アイヌ民族の先輩が、いろいろな知恵を持っていても、なかなか伝える場所がないのです。たしかにピリカコタンはありますが、本来の役割を果たしているとは思っていません。ですから、もう少し昔に暮らしていたようなところにエカシ・フチがいて、そこに子どもたちも行って、昔の話を聞いたり、道具を作っている様子を見たり、食べ物を作っているのを見たり、それからまたほかの方も訪れると。その中に住んでもらう人は、ずっと通じて住むのか、短期間であるとか、そういったものを実現するような方法を1つくらいあったほうが、今後、私たちがその文化を継承するばかりではなくて、北海道の先住民族の遺産として残っていく形になると思うのです。

チセを作りました、昔、アイヌが住んでいました、船を作りました、昔、アイヌが乗って交易をしました、それだけだと、すごく物足りないし、もったいない。先住民族の自然観、カムイとのかかわり方、環境に対することも発信できていくし、いろいろな学びの場になっていくと思うのです。ぜひ、少しでも昔を体験できる場所を札幌市で作る努力をしていただきたいと思います。そういう意味で、皆さんの意見をいただきたいと思います。

○本田委員 平取でマタギをやっているアイヌの格好いい青年がいて、去年の夏、うちの学生と北大の学生と一緒にマタギキャンプに行きました。そこで実際に山を体験し、飼っている鶏はそこでちゃんとしめて、自分たちで料理をして、マムシが出たらそれを捕まえて皮をはいでとか、いろいろなことをやるわけです。そうすると、やはり格好いいのです。そういうことをやりたくても、今、そういう場所がなかなかなくて、例えば、マタギキャンプの場所が札幌市にしっかりあれば、そういうことをやれる若者たちはいろいろなジャンルにいると思うのです。そういう人たちが自由に、かつての、本当に人としての格好いいスキルを子どもたちにしっかり受け継いであげられるような場所があったら、どんなにすてきだろうと私も思うのです。

だから、決して多原委員のおっしゃっていることは、空想などではなくて、恐らく、そういうふうな育って、そこで生きていきたいと思う若者たちもきっと生まれるような気がしています。だから、私は大賛成だなと思ってお話を伺っていました。

○阿部委員 賛成です。

○松久委員長 いい話を伺いました、ためになりましたというだけで終わらせないためにも、限られた回数と時間の委員会の場だけではなく、ここはこういう書き方をしていくことは可能ではないかということなど、お気付きのところがありましたら事務局に、あるいは私のほうにでも結構ですでお寄せいただいで、共同作業をしていきたいと思います。そのような過程で、難しい点、やれそうな点が仕分けをされ、ある時点では難しいと思っ

ていたことが、もう少し長い時間的な間隔の中で実現に向かって1歩進んでいけるということになろうかと思えます。

ですから、この場に限らず、よりよい施策を具体化し実現していくために、いろいろとご連絡をおとりいただいて、お知恵もお寄せいただきたいと思います。

それでは、具体的な推進施策の案に基づく表から見てこちら辺をどうしたらいいかというところはこの程度にさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、案1と案2がございしますが、基本的にどちらの方向で行くかです。新法に即した形で案2が出ておるわけですが、飯田委員から、案2に対して積極的に反対ということではなかったかと思えますが、他方で、全体の見通しのよさというところを考えていく必要があるのではないかという意見がありました。ただ、これについて折り合いをつけるのは、なかなか難しいところもあろうかと思うのですが、この点について皆様からご意見をいただければと思います。

方向として、現行の計画体系に、真ん中のところに1つ足されたものが案1ですが、これに対して案2は、新法に即した形で、内容がかなり具体化したものであろうかと思えます。そういう意味では、項目は多いのですが、わかりやすさも含めて、こちらのほうがよさそうにも思いますが、いかがでしょうか。

今日の会議で方向は固めたいと思うのですが、案2を基本として、これに工夫の余地があるかどうかという点に留意して、事務局でお考えいただくということでよろしいでしょうか。

○永宮委員 私も案2のほうでよろしいのではないかと思います。

ただ、教育という目で見たときに、案1のほうに分けられているのがわかりやすいところがあるのです。そこを加味して案2を考えていただければありがたいと思っています。

というのは、案2の地域振興等の促進の二つ目ですが、児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業は、小・中学校で行わせてもらって、とても楽しくおもしろい体験をさせてもらっているのですけれども、その中の1つ目にアイヌの児童生徒に対する学習支援とあります。これは、アイヌのお子さんたちを対象としたものですね。

2点目のアイヌ文化体験プログラムについては、アイヌのお子さんたちも含めて、札幌の子どもたちに体験してもらおうという取組だと思うので、ちょっと意味合いが違っていると思います。また、このくぐりのアイヌ文化体験交流事業では、1つ目のアイヌの児童生徒に対する学習支援がここに入ってくるように思えないのです。それであれば、1番下の生活環境等の整備に入ってしまうかですね。

あるいは、このくぐりを、アイヌ文化体験交流事業ではなくて、札幌市の児童生徒を対象としたさまざまな活動支援という書き方をすれば、いろいろな子どもたちが含まれてくると思って見ていました。案1のほうは、はっきりと教育等による市民理解というところに入っていたので、生活支援と全く違う意味づけがされていたのだらうと思うのです。

そこだけが区分けの中で気になりました。

また、文化体験プログラムについても、今、本田委員や多原委員のお話にあったように、文化だけではなくて、イオル体験というか、コタン体験というか、そういうようなものに広げていくと、ピリカコタンの活用の仕方もう少し変わってくると思っておりました。

基本的には、アイヌの方たちが主語になっているものが多い案2のほうがいいのではないかと思います。

○松久委員長 また、アイヌの児童生徒に対する学習支援というのは、もう1つのアイヌ文化体験プログラムとは少し異質といいますか、違うものですので、それにふさわしいところに位置付けるというようなご意見をいただいております。

事務局のほうから、もし何かあればコメントをいただきたいと思います。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 基本的には、この分けは国の法律に基づいてやっていますが、この四角の枠の中は、あくまでも例示なのです。ただ、私どもが国に申請している中身なので、このように例示しているのですけれども、計画上は、例示は入れかえも可能ではないかと思っておりますので、今いただいた意見も踏まえて、事務局のほうで練ってみたいと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

いろいろと貴重なご意見をいただきまして、計画名称、計画期間、計画目的、計画体系等の構成案がより洗練されたものになり得ると思えました。

事務局にはいろいろとご負担をおかけしますが、ご検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○本田委員 個人的に思っていたのですが、1番上のアイヌ文化の保存・伝承・振興のところにもう1つ、この囲みを下に入れていただいて、3本柱にして、そこに人材育成を入れていただき、今の部分はアイヌ自身の人材育成のところ基礎学力の向上とかはとても必要なもので、その上でアイヌ文化の学習という形にして、1本増やしていただくと、アイヌ自身に対するアクションはまとめられるかと思えます。

○松久委員長 ただいま、貴重なご意見をいただきましたが、委員会の場以外におきましても、お気づきの点ご意見等ございましたら、事務局への返信メール等でお寄せいただければと存じます。

それでは、名称、期間、目的についても、ここでご意見をいただいて全体の意向を固めたいと思います。

まず名称ですが、現行に第2次をつけて、第2次札幌市アイヌ施策推進計画という名称とする原案についていかがでしょうか。

特にご異論はないということよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、期間ですが、これは、約10年間というのではなくて、はっきり期限を定めて、令和3年4月1日から令和13年3月31日という10年計画という期

間でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、目的ですが、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」となっています。これについては、関連するご意見もあったかと思いますが、別の表現とか、あるいは、煮詰まったものでなくても、何かご意見とかございましたらご自由にお出しいただきたいと思います。

今日のところはこれでよろしいのではないかということでもとめさせていただいてよろしいでしょうか。

○八代委員 皆さんのお話を伺っていて、その思いがここの目的にいろいろとあらわれているほうが良いと思うのです。

2ページの(2)の目的のところは3行ちょっとになっていますが、そこに皆さんが強調されていた人材育成という言葉とか、伝統文化実現の場の確保とか、歴史的経緯の市民への周知的な文言がもうちょっと組み込まれていたほうが良いかと思います。

ただ、それを組み込むと、具体的な推進施策のところはどうあらわれるのかという問題もありますから、そこの兼ね合いだとは思いますが、先ほど本田委員がおっしゃられていた人材育成という枠を作ることになれば、目的のところにもそういう文言が出たほうが皆さんの思いが伝わるというふうに思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

これは、目的という表題のもとで、短い1行ものとか、体言止めでなければならぬとか、文章をつくるときのひな形のようなものがあるのでしょうか。

それとも、今いただいたようなご意見を盛り込むとすると、あるいは、もうちょっと長くなったり、句点はつけないのかもしれませんが、読点が入ってきたりというものになると思います。

○八代委員 最初の目的のところは1行でいいと思うのです。2ページの(2)の目的の文章です。こちらに入ればいいかなと思います。

○松久委員長 なるほど、わかりました。

○事務局(大場アイヌ施策課長) 今、目的というお話の中で、経緯があって、目的を更に細かく書いてあるところに、今、議論があった文言を入れてはどうでしょうかというご意見かと思いますが。

これから議論を進めていく中で、計画の目的があって、更に施策目標があって、その次に推進施策となるのですが、もう少し煮詰めていくと、施策目標を1つ1つ細かく説明していくものをつけることになると思います。施策目標はこのように作っていますという形になるので、先ほどの人材育成をアイヌ文化の保存・継承・振興の3つ目の柱にどうかというときには、施策目標のアイヌ文化の保存・継承・振興という項目で、この説明文が本文に入ってきます。そこら辺との兼ね合いも見ながら、今いただいたご意見なども参考に、いろいろ考えていきたいと思っています。

○松久委員長 ありがとうございます。

私どもとしましては、今回の会議の前に資料をいただいて、目を通させていただいているところですが、本日の会議で、理解が深まったところもあります。したがって、案2のところでは、それを踏まえたより具体的な意見や修正案も出やすいと思いますので、練り上げて、完成版に持っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の報告に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

### 3. 報 告

○松久委員長 続きまして、令和2年度アイヌ政策推進交付金事業計画について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局(一條制度担当係長) それでは、令和2年度アイヌ政策推進交付金事業計画につきましてご報告させていただきます。

資料4をご覧ください。

交付金事業計画につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、毎年度、交付金を申請する際に作成する1年間の計画でございます。

令和2年度の交付金事業計画につきましては、昨年末、国から連絡がありまして、1月17日までに提出するように指示を受けましたことから、アイヌ施策推進地域計画に位置付けられた内容に沿って、資料4のとおり、交付金事業計画を作成し、先週金曜日の1月17日付で国に提出したものになります。

では、内容につきまして、資料4に沿って簡単にご説明させていただきます。

まず、1の事業名から3の事業の目的につきましては、令和元年度の交付金事業計画と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、4の事業の概要ですが、こちらに記載の内容が交付金を充てて行う令和2年度の事業概要となります。

まず、(1)文化振興事業のア、アイヌ伝統的生活空間の再生事業でございます。

こちらは、今年度まで、アイヌ民族文化財団からの受託事業として実施しておりました自然素材の栽培、育成やアイヌの民具づくりの体験交流などを行うイオル事業のことでございます。交付金制度の創設に伴いまして、令和2年度以降、札幌市の事業として実施することになっておりますので、今回から交付金事業計画に記載を加えたということになります。

次に、イのアイヌ伝統文化振興事業です。

こちらは、アイヌ民族の方々に講師となっいただき、刺繍や木彫りの体験、歴史と文化の講座、エコツアー等の体験講座を行うアイヌ文化体験講座や、アイヌ民族の方々に古式舞踊やムックリ・トンコリなどの演奏、刺繍等の制作体験などを行っていただくアイヌ文化交流センターイベント、そのほか、アイヌ文化交流センター来館者に輪踊りを体験し



ていただくアイヌ民族古式舞踊（輪踊り）、また、市民の方とアイヌ刺繍作家でアイヌ文様タペストリーを共同制作するアイヌアートモニュメントの制作・展示、それから、雪まつり期間中の札幌駅前通地下歩行空間でのイベントや、大通公園のビアガーデン会場やオータムフェスト会場での文化発信として公共空間を活用した情報発信などの事業を記載しております。

次に、（２）地域・産業振興事業のア、アイヌ文化交流センターリフレッシュ事業でございます。こちらには、アイヌ文化交流センター内の中庭等を活用したアイヌ食文化の発信スペースへのリニューアルするための改修に係る基本計画策定や、今年度、アイヌ文化交流センター内に設置予定の記念撮影コーナーに用意する試着用民族衣装などの維持管理のほか、展示物の更新として、ポンチセの建てかえやチセ内展示物の制作それから、インバウンド対応として展示物解説等の多言語化に係る環境整備などの事業を記載しております。

次に、イのアイヌ文化関連の観光プロモーション事業でございます。

こちらは、今年の１２月１９日から来年２月１４日まで、５８日間の開催が予定されている札幌国際芸術祭２０２０において、芸術祭会場やアイヌ文化関連の施設を周遊するバスツアーの設定や、アイヌ語による広報等の実施を予定しているということのほか、４月２４日にオープンする民族共生象徴空間（ウポポイ）やアイヌ文化交流センターを巡る町内会などの地域団体向けのバスツアーといった事業を記載しております。

次に、ウのアイヌ文化のブランド化推進事業でございます。

こちらは、令和５年度までの間、アイヌ文化に関連した新たな商品の開発や販売会等へのテスト出展によるマーケティングの強化、そのほか、販路開拓や情報発信などのプロモーションを行うこととしておりまして、令和２年度の取組としましては、商品開発を予定しております。

また、これまで札幌駅前通地下歩行空間で行っているアイヌ民芸品の販売会を定期的に変更するということを記載しております。

次に、（３）コミュニティ活動支援事業の児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業でございます。

こちらには、札幌市共同利用館で行っている夏休みと冬休み期間を活用したアイヌ民族の児童生徒の学習支援や、小・中・高の児童生徒を対象に、アイヌ民族の伝統楽器の演奏や古式舞踊の披露など、アイヌの伝統文化の体験をしていただくための団体体験プログラム、そのほか、民族教育の充実として、児童に対するムックリの体験機会の創出や、民族共生象徴空間（ウポポイ）における小・中学生の体験学習、教員研修の実施などといった事業を記載しております。

次に、５のアイヌ施策推進地域計画における記載につきましては、地域計画の記載を転記したものですので、説明を省略いたします。

次に、６の事業の成果目標等でございます。

こちらは、令和元年度の交付金事業計画の内容に、今回から交付金事業計画に記載を加えたイオル事業に関する記述として、(1) 成果目標の達成に向けた工程の中で、(1) 文化振興事業にアのアイヌ伝統的生活空間の再生事業という項目を設けまして、アイヌ民族の伝統文化活動に必要な穀物や野草等の自然素材の確保が可能となるよう環境を整備し、この空間において確保された自然素材を使ってアイヌ文化の体験交流を行うことから、体験交流事業の参加者数が増えるほど効果が高まると考えられるという記載を追加しております。

また、(2) 成果目標(中間)、目標年度の中の(1) 文化振興事業にアイヌ伝統的生活空間の再生事業という項目を設けまして、地域計画に掲げている数値目標の年間150人を転記しております。

以降の記載は、令和元年度の交付金事業計画と同様の記載になりますので、説明を省略させていただきますと思います。

こちらの計画につきましては、先週、国に提出しております、今後、国との協議で変更される可能性もあります。現時点のものということでご理解いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問などがございませんでしょうか。

○飯田委員 チラシが入っていたので、帰りにのぞいていこうと思っておりますが、3ページからのブランド化推進と工芸品販売機会の確保が入っていますが、新たな商品開発ということで入っているので、何かお考えがあるのでしょうかということが1つです。

もう1つは、文化体験というのは、体験したで終わりではなくて、体験したことが広がっていくことが大事なわけです。ですから、広がる糸口をつけるような進め方を工夫したほうがいいと思います。

私は趣味で木彫りをやっているのですが、アイヌの方に、この文様のここは何の意味があるのだということを教えてもらったりすると、デザインだから、格好いい、悪いだけのレベルであるけれども、その次に、持っているトゲの部分は一体何なのか、真ん中の部分は何なのかというようなことがデザインとしてあって、中身にはアイヌのこういう意図がきちんとあるのだというようなことをうまく伝えてあげれば、ここで終わらずに、もらった資料を家に持って帰って自分でつくるとか、そういうことまで見通せた進め方をしていたらいいのではないかと考えております。

○事務局(大場アイヌ施策課長) 商品開発ということで、どのようなイメージですかという話です。

来年度事業ではあるのですが、基本的には、アイヌ民族の方からデザインをいただきまして、それを企業とのコラボナリで提案を受ける中で、それを商品として作り上げて、1つ1つ手づくりということではなく、大量に作れるものを作って、どういうところ

で使ってもらえるかというところの研究も来年度にしていきたいという事業でございます。

○松久委員長 ほかにございませんか。

○北委員 これは先ほどの推進計画の中にありましたけれども、バスツアーです。

3枚目と5枚目にもありますけれども、ウポポイとピリカコタンの間のバスツアーだけではなくて、道内にアイヌ関連施設がまだ20施設くらいあるのです。そちらも回るようなものがあると思います。

また、2枚目のアイヌ食文化を通じた文化発信で、千歳にある水族館でアイヌ料理のレシピを配布しております。私は、それをすごくたくさんいただいてきまして、オハウのつくり方などをいろいろと学べましたので、そういうものもあると、すごく身近に感じられていいのかなと思いますので、どうでしょうかという提案です。

○事務局（大場アイヌ施策課長） ウポポイが開設されるということで、交付金もあります。札幌市にはピリカコタンがございますので、大体1日で回れる距離というイメージで設定はしております。

ただ、道内に各施設がありますので、それは、今後、バスツアーに参加された方の意見等も聞きながら、少し検討はしてみたいと思っております。

○松久委員長 ほかにございませんか。

○貝澤委員 ムックリのことを書いてありましたけれども、ムックリを各学校の4年生に配るとしたら、1万数千人いるそうです。それを確保する手だてや、新商品開発で、二風谷でしたらレーザーの彫刻機がありますね。そういうものは、もしかしたらムックリにも使えるだろうし、ほかの新商品にも使えると思うので、そこら辺は検討してはどうかと思います。

ムックリの調達については、どういうふうを考えているのか、伺いたと思います。

○事務局（大場アイヌ施策課長） ムックリの調達は、後ほどお話をしようと思っていたのですけれども、当初、4年生全員にというお話をしております。そのお話をしたときには、制作者の鈴木さんに確認をとって、できますという話だったのですけれども、その後、ウポポイの受注がどんどん増えてくる、また、違うところからも受注が増えてくるということで、我々札幌市の要望する個数がちょっとできなくなってしまったということがあります。

できるのであれば、1カ月に500個くらいかなと言われて、今年度については1カ月に500個を3カ月に1、500個を調達できる状況になりました。

ただ、4年生全員ということにはならないので、希望する学校を募って、そこにアイヌ民族の方が行って、ムックリの弾き方を教えるというような事業を新たに起こしまして今年度はやっている状況です。

来年度につきましても、どうしても生産者の生産能力ということなので、鈴木さんの会社の従業員の体調が悪いとか、本人も体調が悪いということが出てくると、希望に沿う個数ができないかもしれませんが、そこは、我々から鈴木さんに何回も連絡をとって、体調

はどうですか、個数はできますかということを確認しながらやっている状況です。

もしかしたら私どもの望んでいる個数はできないかもしれませんが、一旦、希望は伝えてあります。

○貝澤委員 確かに、鈴木さんのムックリは最高級品で、それについて言う人は誰もいないと思うのですが、現在、数をそろえることができないのであれば、札幌で工芸をしている若い人たちもいますので、そういう人たちに対して依頼して産業として成り立たないものかと考えているのです。

例えば、4年生全員に配るとしたら、毎年、1万数千本になるはずですが、そうすると、産業としても、1本100円でも1万本だったら100万円です。ムックリの場合、1本100円ということではなくて、もう少しすると思いますので、産業として成立する可能性があります。工芸品をやっている人たちは、それだけでは食べていくのが大変で、足りないのだという人たちに対して、すごく助かることになると思うので、そこも考えていただきたいと思います。

また、レーザー彫刻機も必要であれば、それも検討していただきたいということです。

○松久委員長 ムックリをレーザー彫刻機でつくれるのですか。

○貝澤委員 はい。

○松久委員長 レーザーでできるとなったときに、レーザーを交付金で買って、申出をされた方の中で順番に回して使ってもらおうというようなイメージでしょうか。

○貝澤委員 レーザーについては、ムックリに使えるのであれば使ってもいいですが、ムックリに使うことを目的としてではなくて、新商品ですね。まだまだ考えられる工芸品の新商品開発に使えないかということです。また、ムックリについて、絶対レーザーでつくるということではなくて、鈴木さんがレーザーで作っているのであれば、同じようにできると思います。そういう技術を札幌の何名かが覚えておいてもいいのではないかと思います。レーザーを使うのは必須条件ではなくて、原則、マキリ1本で作るのが原則だと思います。もともとはそうですから、本当であればマキリ1本で作るのだろうけれども、そうなってくると、1万本も作るとなると、ちょっと無理な話です。まして、昔のムックリは、太い根曲がり竹を使ってやっています。そうすると、手づくりとなったら、本当に1日に何本できるのかという話になります。そういうことも踏まえて、レーザーだとすごく効率がいいのではないかと考えて話ただけで、ムックリを作るのとレーザー彫刻はちょっと別に考えていただきたいということです。

○松久委員長 ありがとうございます。

○事務局(大場アイヌ施策課長) ムックリの件は、いろいろ難しい面があるので、追々、いろいろとお話を聞きながら整理させていただく事項になるかと思います。

レーザーの件は、たしか平取にありますけれども、商品開発をするというよりは、アイヌ文様を気軽にレーザーできれいに上手に作り上げるというものだと思いますので、そういうものが必要なかどうか。

平取の優秀工芸師に聞くと、我々は当然使えないという話を聞きますし、若い人用なのか、どういう意味で導入するのかというところもいろいろ検討しなければいけないと思います。ただ、実際に導入している施設もありますので、そういうところのお話も聞きながら、札幌市に導入すべきかどうかというところは検討が必要かと思っております。

○松久委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 ほかにご意見、ご質問がないようですので、次に移りたいと思います。

#### 4. その他

○松久委員長 その他といたしまして、委員の皆様から情報提供等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 特になければ、事務局から何かございましたらお願いします。

○事務局(増實企画担当係長) 企画担当係長の増實と申します。

1点、情報提供させていただきたいと思います。

今年度の交付金事業として、3月1日日曜日の午後を予定しておりますが、道内でこれまで3回開催されたイランカラプテ音楽祭を参考にした音楽や舞踊を行うイベントを開催したいと思っております。

先月の下旬に、民間企業・団体で構成される実行委員会と契約して、今、詳細な内容については民間のほうでもいろいろなご経験を生かして検討いただいているところでございます。現在の推進委員の母体となる団体様が複数加わっている実行委員会でございます。

今決まっているところは以上ですが、情報提供をさせていただきました。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○事務局(大場アイヌ施策課長) 次回委員会の開催についてですが、皆様の都合いい日には、3月26日木曜日の15時から17時ということで調整ができましたので、そこで第4回目を開催させていただきたいと思います。

年度末で皆さんご多忙のことと思いますが、ご参加のほどをよろしく願いいたします。

#### 5. 閉 会

○松久委員長 本日は、長時間にわたり、ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年と第3回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

以 上